

はまじま歯科医院の施設基準等に関するお知らせ

- ★ 当医院は保険医療機関の指定を受けています。
- ★ 当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、東海北陸厚生局に届出を行っています。

● 明細書発行体制加算【明細】

全ての患者さんに明細書を無料で発行しています。必要のない場合には申し出ください。

● 歯科初診料の注1に規定する基準

【歯初診】

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に院内感染防止対策に係る院内研修等の実施をしています。

● 医療情報取得加算【医情】

オンライン資格確認を行う体制を有し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

● 医療DX推進体制整備加算【医療DX】

電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施し、オンライン資格確認等システムで得た医療情報を活用し、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

● 歯科外来診療医療安全対策加算

【外安全1】

歯科外来診療における医療安全対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に医療安全対策に係る院内研修等の実施をしています。

また、緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。

自動体外式除細動器（AED）を常備しています。

連携先保険医療機関名 : 江南厚生病院

電話番号 : 0587-51-3333

● クラウン・ブリッジの維持管理料

【補管】

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

● 一般名処方加算

安定的な治療を提供する観点から、医薬品の処方は、令和6年10月より長期収載品について、有効成分が同一であればどの医薬品（後発医薬品含む）も調剤可能な「一般名処方」を行っており、医療上の必要性があると認められない場合に希望を踏まえ処方等した場合

は選定療養となること等の十分な説明を実施しています。

● **外来後発医薬品使用体制加算**

【外後発使】

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に行っています。

医薬品の供給状況によって薬剤が変更となる可能性があり、その際は十分な説明を実施しています。

● **歯科外来診療感染対策加算**

【外感染1】

歯科外来診療における診療感染対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた者が常勤し、院内感染防止に努めています。

● **歯科訪問診療料の注15に規定する基準**

【歯訪診】

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

● **初診料（歯科）の注16及び再診料（歯科）の注12に掲げる基準**

【歯情報通信】

厚生労働省「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う体制を有し、対面診療を提供できる体制を、当医院又は他の保険医療機関と連携することで対応できるように体制を整えています。

● **CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー**

【歯CAD】

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

● **歯科外来・在宅ベースアップ評価料**

【歯外在ベI】【歯外在ベII 1～8】

職員の賃金の改善を行い、働きやすい職場の環境づくりに努めています。

● **小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算**

【口管強】

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、高齢者・小児の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。

自動体外式除細動器（AED）を常備しています。

● **歯科治療時医療管理料【医管】**

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることが出来ます。

● **在宅療養支援歯科診療所2**

【歯援診2】

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保し、下記の医院、支援事業者や病院歯科と連携しています。

● **在宅患者歯科治療時医療管理料【在歯管】**

訪問診療に際し、治療前、治療中及び治療後における患者さんの全身状態を管理できる体制が整備されています。

● **歯科技工士連携加算2【歯技連2】**

歯科技工士と情報通信機器を用いた連携体制を整え、迅速かつ質の高い歯科技工の提供を行っています。

★ **当医院は保険医療機関の指定を受けています。**

★ **個人情報保護法を順守しています。**

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

★ **新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い**

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければ出来ません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

★ **当医院では診療情報の文書提供に努めています。**

★ **通院困難な患者さんには、在宅訪問診療を行っています。**

★ **当医院は生活保護法指定医療機関です。**

★ **当医院は労災保険指定医療機関です。**

★ **当医院では、お口の病気の重症化予防と再発防止に、患者さんと共に取り組む体制を整えています。**

★ **当医院は敷地内禁煙を行っています。**

当院の敷地内は禁煙となっております。皆様のご協力をお願いいたします。